

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

申立期間当時、私と母の国民年金保険料は、祖父が納めてくれていた。祖父は、明治生まれで、金銭その他約束事には厳格であり、几帳面な性格であった。母の保険料が全期間納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料だけが未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その祖父が申立人の母親の保険料と一緒に納付していたと主張するところ、申立期間を除き申立人の保険料はすべて納付されている上、申立人の母親の保険料は、申立期間を含めて完納されており、申立人の祖父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は納付済みであり、一緒に納付していた申立人の母親の保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年6月ごろ、夫が長男の妻に頼んでまとめて納付したはずであり、長男の妻は、「義父から10万円を渡されたので1回納付に行った。」と言っている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男の妻は、申立人の申立期間の国民年金保険料について、「昭和55年6月ごろ、義父から10万円を渡され納付に行った。」と主張しているところ、申立期間の保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付期間内であり、納付したとする金額も申立期間の保険料を特例納付した場合の金額におおむね一致しており、不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を長男の妻に依頼したとする申立人の夫は、自身の昭和39年4月から42年3月までの期間の保険料を特例納付し、申立人の39年4月から41年3月までの期間の保険料についても特例納付していることが確認でき、夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の長男の妻は、当時の経済状況について、「主人が独立して始めた店を義父母と共に家族経営していた。店は義父母が切り盛りし、主人は市町村内を巡回販売していた。盆正月などの繁忙期には、アルバイトを雇い、商売は順調であった。」と具体的に供述しており、昭和49年度以降の申立人の世帯3人（申立人及びその長男夫婦）の国民

年金保険料がいずれも未納が無く納付されていることを踏まえると、申立期間当時の経済状況が順調であったとする主張にも不自然さはいかたがえなない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和42年7月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年7月から42年4月までを2万円、42年5月及び同年6月を2万2,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、昭和42年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、同年7月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から42年8月1日まで

A株式会社B営業所には、昭和41年4月1日から42年7月31日まで勤務しており、保管していた給与明細書でも厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、平成15年9月ごろにC社会保険事務所で年金記録を確認した際にもらった記録をみると、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間は、昭和41年4月1日から42年7月31日までと記載されている。

申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社（B営業所の社員は、本社での適用）における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和41年7月31日とされている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書から、昭和41年4月か

ら 42 年 7 月までのすべての期間について、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成 15 年 9 月ごろに C 社会保険事務所が出力した社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 42 年 7 月 31 日とされており、この時点では、申立人の資格喪失日は 41 年 7 月 31 日ではなく、42 年 7 月 31 日と記録されていたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した結果、申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額の時決定を行った記録が記載されているにもかかわらず、被保険者資格喪失日が同年 7 月 31 日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の資格喪失日は、昭和 42 年 7 月 31 日であると認められる。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する給与明細書の給与額から、昭和 41 年 7 月から 42 年 4 月までの標準報酬月額については 2 万円、42 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 42 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、同年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A 株式会社 D 支店において昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 7 月 31 日まで勤務し、同年 8 月 1 日に同社 B 営業所へ異動した元女性社員は、「B 営業所へ転勤した当時、女性社員（当時、B 営業所に在籍していた女性社員は申立人一人である。）から業務の引継ぎを受けた。」と証言している上、申立人も後任の女性社員と事務の引継ぎをした記憶があると供述していることから、申立人は、昭和 42 年 7 月末日まで勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 42 年 7 月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 42 年 7 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の給与額から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 株式会社は、申立人に係る人事記録等を保存していないため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、同年7月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 31 日まで A 社 B 支社 C 事業所で勤務していた。当時、脱退手当金という制度は知らなかったし、同社を退職後、すぐに国民年金に加入している。
脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 119 人の女性のうち、脱退手当金の受給資格を満たしている 26 人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 3 人のみであり、このうち連絡先が把握できた 2 人のうち、当時 D 事業所に所属していた 1 人は、「退職時に脱退手当金制度の説明は無く、私の脱退手当金は、当時の事業所長の計らいで特別に支給された。B 支社自体は、脱退手当金の支給手続には関与していないはずである。」と証言している上、当時、C 事業所長を務めていた申立人の上司は、「脱退手当金という制度自体を知らない。」と証言していることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が最初に勤務していた E 株式会社における昭和 35 年 7 月 26 日から 36 年 7 月 21 日までの被保険者期間については未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和 44 年 1 月 20

日)の記録から、申立人は、A社B支社退職後、脱退手当金が支給されたこととされている昭和44年2月28日よりも前に国民年金の加入手続を行っていたことが確認できる上、同年1月から次の事業所に就職する前の52年4月までの国民年金保険料について、一部申請免除期間を除きすべて納付していることが確認できることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和42年6月13日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを30万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和39年10月28日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成14年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そききゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和40年6月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年3月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和62年8月17日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成14年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを18万円、同年10月を19万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは18万円、同年10月は19万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和58年8月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを18万円、同年10月を17万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは18万円、同年10月は17万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和58年4月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成20年3月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゆう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和42年7月13日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年5月15日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを26万円、同年10月を28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そききゆう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和49年9月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成15年1月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを26万円、同年10月を24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そききゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは26万円、同年10月は24万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和48年8月7日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成15年1月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和36年6月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成6年6月30日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを17万円、同年10月を18万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゆう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは17万円、同年10月は18万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和53年10月23日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社において現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを24万円、同年8月から同年10月までを28万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付^{そきゅう}けで遡及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年8月1日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは28万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和52年4月21日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社で平成15年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年11月から12年3月までは59万円、12年4月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から12年11月16日まで
平成9年3月から、A株式会社の支店であったB事業所に勤務していた。

A株式会社の破綻^{たん}から2年も経過した平成14年12月17日に、私の標準報酬月額の引下げの処理が行われているのは不自然であり、さらに、10年11月1日にさかのぼって、標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられているが、引下げに同意したことは無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における資格喪失日は平成12年11月16日、申立期間に係る標準報酬月額は、10年11月から12年9月までは9万2,000円、12年10月は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年11月から12年3月までは59万円、12年4月から同年10月までは41万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所でなくなった日（平成12年12月1日）の後の14年12月17日付けで、遡^{そきゅう}及して10年11月から12年9月までが9万2,000円、12年10月が9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、12年11月1日現在で同社に在籍していた申立人以外の3人についても、申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年11月から12年9月までの標準報酬月額を9万2,000円、12年10月の標準報酬月額

を9万8,000円とする訂正処理を14年12月17日付けで遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年11月から12年3月までは59万円、12年4月から同年10月までは41万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から61年3月まで

昭和50年に夫が亡くなるまでは、夫が私の国民年金保険料を納めてくれた。その後、保険料免除の手続きができるとは知らずに、自分で納付し始めた最初の2、3年ぐらいは、町内の集金に来てくれる人に手渡し、申立期間は銀行で納付した。7、8年頑張って納付してきたのに、その分が免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については銀行に納付していたと主張するところ、社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和53年4月から平成4年3月まで継続して申請免除期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以前の期間の国民年金保険料については、2、3年ぐら集金人に納付していたと主張しているところ、A市町村では、「申立期間当時、国民年金推進員が各戸に出向き、保険料の収納事務に加えて、申請免除制度の説明や申請書類の受領を行っていた。免除申請手続は毎年度行う必要があった。」と回答しており、申立人の申請免除期間の記録が昭和53年4月から平成4年3月まで継続していることを踏まえると、申立人の記憶は定かではないが、申立人が国民年金推進員に依頼して毎年免除申請手続を行っていたものと考えことに不自然さはみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の当時の納付書の形状や納付時期、納付金額等に関する記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年5月まで
② 平成元年11月から2年4月まで
③ 平成2年11月から3年4月まで
④ 平成3年11月から4年4月まで
⑤ 平成4年11月から5年4月まで
⑥ 平成5年11月から6年4月まで
⑦ 平成6年11月から7年4月まで
⑧ 平成7年11月から8年4月まで
⑨ 平成8年11月から9年4月まで
⑩ 平成9年11月から10年4月まで

申立期間①については、A都道府県の方で仕事があると指示を受け、B都道府県から出向していた人々と一緒に株式会社Cで働いた。

申立期間②から⑩までについては、平成元年から9年までのいずれも11月から翌年4月までの期間について、株式会社Dで出稼ぎ労働者として働いていた。厚生年金保険の加入記録のある6年7月20日から同年*月*日までの期間は、夏季に手伝いに来てほしいと依頼を受けた期間である。平成6年の夏季のみの加入で、9回にわたって連続して働いていた出稼ぎ期間の加入が無いのが不思議である。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が株式会社Cに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Cの元総務担当職員3人から聴取したところ、3人から、「工事に従事する労務者については、雇用保険のみ加入させ

ており、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」との証言が得られた上、申立人がB都道府県から一緒に出稼ぎに行ったと記憶している同僚一人についても、同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険庁が保管する株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者名簿を確認したが、申立期間について、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、E市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②から⑩までについて、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が株式会社Dに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社の元人事管理者は、「出稼ぎ労働者については厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、申立人が当時の同僚として記憶している二人は、「会社から厚生年金保険への加入の説明があったかは覚えていないが、出稼ぎ労働者は、厚生年金保険に加入させてもらえないと思っていた。」と証言し、この同僚二人も同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人は、「冬季の工事現場での作業員数は30人ぐらいであり、そのうち半数ほどがB都道府県内からの出稼ぎ労働者であった。」と供述しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②から⑩までの株式会社Dにおける厚生年金保険の加入者数を調査したところ、数人から19人足らずの間で推移していたことが確認できる上、冬期間のみ繰り返し加入している者の記録は確認できない。

さらに、申立人は、「平成6年7月20日から同年*月*日までの期間のみ厚生年金保険に加入しているのはおかしい。」と主張しているが、平成6年*月*日の時点で申立人は65歳に到達しており、当時の厚生年金保険法第9条では、「65歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする」と規定しており、65歳以上の者は被保険者とならなかったため、申立人が65歳に到達した平成6年*月*日付けで資格喪失の届出が行われたものと推認され、申立人が65歳以上の申立期間⑦から⑩についても厚生年金保険の被保険者となることはできなかったと考えられる。

加えて、株式会社Dに係る社会保険庁の記録を確認したが、申立人の加入記録は、平成6年7月20日から同年*月*日までの期間以外に無く、整理番号に欠番も無く、同社では、「申立人の人事記録等を保管し

ていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。」と回答しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間すべてに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 10 日から 32 年 1 月 1 日まで
私は、A株式会社からB株式会社C事業所に派遣されていた。約 50 年前のことなので、資料など一切無いが、厚生年金保険加入期間について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の当時の総務担当者の証言から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 6 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、同事業所に昭和 29 年及び 30 年に入社した社員二人は、「入社当時、A株式会社は社会保険に加入していなかった。2、3年後に、会社が社会保険に加入してから厚生年金保険に加入した。」と証言しており、この社員二人のうち一人は、同事業所が適用事業所となった 33 年 6 月 1 日、一人は同年 6 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 7 日まで
② 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 5 月 1 日まで

申立期間①は、A社に正社員として勤務していた。

申立期間②は、新しい会社に異動するようにとの話があり、株式会社Bから有限会社Cへ異動した。

いずれの期間についても、一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 7 日までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の複数の同僚は、「申立人は昭和 39 年ごろから勤務し、1年ぐらいで辞めた。」と証言しており、申立人の勤務時期に関する記憶の曖昧さがうかがえる。

また、当時の同僚は、「厚生年金保険の資格を取得するまで2、3年ぐらゐ勤務した。その後に、会社から加入意思を聞かれて加入した。」と証言しており、同事業所では、一定期間を経過した後で厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認したが、申立期間①における申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

- 2 申立期間②について、申立人は、「平成5年11月1日から7年5月1日までの期間、有限会社Cに勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の複数の同僚は、「申立人は一年も勤めていなかった。」と証言しており、申立人の勤務時期に関する記憶の曖昧さがうかがえる。

また、同事業所の事業主は、「申立人については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 28 日から同年 9 月中旬まで
私は、昭和 31 年 4 月に A 株式会社に入社し、32 年 9 月中旬まで働いた記憶がある。同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 32 年 2 月 28 日となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A 株式会社における加入記録は昭和 32 年 2 月 28 日までとされているが、同年 9 月中旬まで勤務していた。」と主張するところ、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が昭和 32 年 2 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 3 月 6 日に健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、A 株式会社では、「50 年も前のことで、資料や記録が残っておらず、当時のことは分からない。当時、勤務していた者も確かな記憶が無い。」と回答しており、申立人も、申立期間当時採用された社員について覚えていないなど、当時の記憶が曖昧であり、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、申立人が被保険者資格を喪失した直後の昭和 32 年 3 月に同事業所に入社した者から聴取したが、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務事実について確認できない上、社会保険事務所の記録を確認しても、申立期間における申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。